

# 法学基礎教育の課題

加瀬 幸喜

## I はじめに

法学基礎教育研究班は、1年次の必修科目である「現代社会と法（演習）」の教材を共同で開発し、その教育技術を互いに練磨することを目的として、2002年4月に発足した。同研究班は、発足以来毎年7回程度の研究会・合宿を開催し、目的を達成するための活動を行ってきた。本稿はその中間報告である。あらかじめお断り申し上げるが、本稿は、標題の大仰さに引き換え貧弱な内容で、文字どおり「羊頭を懸げて狗肉を売る」ものとなっている。汗顏の至りである。

## II 教材の開発

1 教材開発の歴史 初年度（2002年）は、市販の『法学検定試験4級問題集』の問題例を下敷きにして教材を作成した。問題の内容は、1年次の必修科目である①法学入門、②憲法（基礎理論・基本的人権）、③民法総則および④刑法総論の4科目の基本知識を質問するもので、合計で60問を超える問題を作成した。しかし、これらの問題はわれわれの授業には不適当であった。1つには、問題の数が多すぎ授業では大部分の問題を利用できなかったからである。2つには、上記問題集の設問の選択が必ずしも適切ではなく、必須と思われるテーマの問題がなかったり、他方では1年生には不要なテーマの設問が複数あったりしたからである。

そこで、2年目（2003年）は方針を転換し、市販の問題に頼らずにわれわれ自身で問題を書き下ろすこととした。まず、小テストの問題として採用するテーマを選定した。法学入門は8、憲法、民法および刑法はそれぞれ12の合計44テーマを選定した。そして、われわれはこれらのテーマの小テスト問題を分担執筆した。小テストは、テーマごとにA4版1枚に問題文をおさめ、問題文中に12ないし15の空欄を設け、それに適切な文言を記入する形式を採用した。小テスト問題はフロッピー・ディスクに記録し、各担当者がそれを所持した。

授業では、これらの問題を使用した小テストを毎回実施したが、憲法、民法および刑法の問題の半数以上は利用することができなかった。その直接的原因は時間不足であるが、ではなぜ時間不足になるかというと、われわれの授業運営が不適切であることも1つの原因であろう。しかし、より大きなそして深刻な原因是、学生が講義で習った知識をほとんど身に付けていないことにある。この授業では、今週あるテーマについて解説し、翌週その小テストを行う方式を採用しているが、講義の時間ですでに習ったテーマを解説する場合でも、未知の知識を習っ

ているような雰囲気の学生が大多数である。そのため、われわれは、まったく初步の知識から解説しなければならなくなり、その結果時間不足となっている。毎回の授業では、始業のベルと同時に授業を開始しても時間内に予定の授業内容を消化することが困難なので、例えば、採点済みの前回テストの答案をいかにして短時間に返却するか、その方法を担当者同士で工夫しあったりして、まるで自動車工場で生産性向上運動を行っているような状況である。

3年目（2004年）も上記の問題を使用した。ただし、本年度も憲法、民法および刑法の問題を消化することが不可能であると予測されたので、それぞれ6テーマにテーマを整理統合し問題文を一部書き直した。しかし、それでも、多くのクラスでは全問題を消化することはできなかった。

**2 教材開発の課題** 教材開発は所期の目的を達成したと思われる。自画自讃になるが、われわれが作成した小テスト問題は、テーマの選定、問題の難易度、設問の形式など、いずれも本学の学生にとって適切なものであるからである。また、小テスト問題の他に、これを解説するプリントやそれを発展させた問題が個々の担当者によって作成されている。これらの教材も、作成者以外の担当者に開示され、授業を運営する上で有益な資料となっている。

しかし、今後検討を要する点もある。第1は小テスト問題をいかに精選するかである。われわれは、毎年継続的に小テスト問題の統合・組換えを行っているが、なお積み残し・未消化の小テスト問題がある。この状態をどのように解消するかを今後検討しなければならない。第2には、作成されながらお蔵入りになっている問題が多数あるが、これを今後どのように活用するかである。第3には、設問形式の改訂である。現在は、空欄穴埋め方式の設問であるが、これを記述式の設問を一部採り入れた形式に改訂するか否かである。記述式の設問は採点に手数を要するが、知識の正確な習得には必要だと思われるからである。

### III 教育技術の養成

**1 授業の運営方法** 現代社会と法（演習）では、あるテーマについて今週解説し、翌週その小テストを行い、その翌週に採点済みの答案を学生に返却するという方式を採用している。初年度（2002年）は、返却した答案をどのように指導するかはクラスごとに区々であったが、2年目（2003年）からは、石山教授が考案された方式を全クラスで採用している。それは、返却した答案は誤答が正解に訂正されるまで何度も学生・教員間を往復する方式である。この方式は、学生に復習を義務付けてるので、より確実な知識の習得を可能にしているものと思われる。しかし、この方式にも欠点がある。学生のなかには、教科書などで正解を調べることなしに他の学生の正解を丸写しにして答案を提出する者がいるからである（これがある同僚は写経と呼びわれわれもそれにしたがっている）。般若心経を写経するならば、功德もあろうが、他

人の答案を写経してもなんの実力も身に付くはずはないと思われる。

この授業では、担当者間で授業運営のノウハウが共有されている。毎週の授業で学生に配布した資料や小テスト問題は他の担当者に直ちに配布され、他のクラスの授業の進行を知ることができ、またその資料を利用する事が可能となっている。さらに、随時研究会を開催し、学生への対応、授業内容の確認など、授業運営方法を相互に開示している。

研究会における議論から、次の2つの授業運営方法が採用されることになった。その1つは学生の座席の指定席制である。自由席制では、親しい者同士が隣り合って着席し授業中に私語をする例が多くみられたので、これを防止するために指定席制を2004年度から実施した。

その2はクラスのシャッフルである。後述するように、学生の勉強に対する意欲が大きく分かれしており、勉強意欲をもっている学生とそうでない学生とを同一のクラスで受講させることが困難になっているからである。2004年度に初めてクラスのシャッフルを行った。2004年度はあらかじめ複数のクラスを同一の時間に開講し、前期の成績で上下2クラス（または上1・下2クラス）に学生をシャッフルした。しかし、学年途中でクラス換えをすることには、予想外の反応が生じた。それは、下のクラスに配属された学生のうちに、授業を投げてしまうような者が生じたことである。来年度以降、この問題を検討しなければならないと考えている。

2 授業運営の課題 (1) 学生の実態 われわれは、昨年および今年、前期試験時に学生へのアンケートを実施した。それには、入学前1年間に毎日平均どれくらいの勉強時間を持ったかという質問がある。昨年も今年も、3分の1の学生は30分未満しか勉強しなかったと回答している。大学入学前1年間は、一生のうちで最も勉強する期間であると思われるが、その期間ですらこの状態である。勉強する習慣を身に付けていない学生が3分の1もいるのである。非難を受けることを恐れずに言えば、机の前に座りデスクワークをすることに適さない者が、少なからず入学しているのではないだろうか。これらの学生達をどのように指導すべきか。私には、きれいごとを猫なで声で語る時期はすでに過ぎ去ったように思われる。

(2) 授業の目標 上述のように、学生には、意欲的に勉強する者と勉強する習慣すら身に付けていない者がある。前者の学生を対象とする場合には、この授業の目的を法学の基礎知識の習得に設定するべきであろう。しかし、後者の学生が3分の1も占めていることを考えると、まずは予習復習の勉強ぐせをつけさせることが先決なような感じがする。

どちらを授業目標とするべきか、われわれはそれを決めることに困難を感じている。上記の2種類の学生が同一のクラスに混在しているからである。これを解決する方法の1つは、上述のクラスのシャッフルであるが、これも学年途中で実施した場合には弊害が生じるようである。だとすると、学年当初に能力別のクラス分けを行うべきなのである。ただし、能力別といっても正確には勉強に対する意欲別にクラスを分けることが最良の方法である。しかし、勉強意

欲を判定するテストはおそらくまだ開発されていないであろうから、具体的にいかなる方法をもってそれを判定するかとなるとお手上げの状態である。

(3) 専任教員の確保 この授業では、上述のように採点済みの小テストの答案を教員・学生間で往復させながら正解を調べさせる方式を採用しているので、専任教員がこれを担当する必要がある。現在、法律学科の専任教員（専門科目）の定数は16名であるが（そのうち1名は法律科目以外の専門教育担当者）、この人数でこの授業を運営していくことは困難である。法律学科の学生定員は1学年225名であるが、学生定員と教員数との比率を比較した場合、法律学科の専任教員数（専門科目）は他学科よりも少ないように思われる。学園上層部は、法律学科にも文部科学省規則に定める人数を配属させているからなんの問題もないと考えているようだが、同額の授業料を支払っているのに、法律学科の学生の方が他学科の学生より劣悪な教育環境にあるとするならば、われわれは、授業料の負担者である法律学科学生の父母にこの状況を直接訴え、教員定員改善キャンペーンを展開すべきではないだろうか。

(4) 懈学者・再履修者への対応 勉強意欲を持っていない学生のうちには、予習・復習をしないのはもちろん、筆記用具すら持参しないで授業に出席する者がいる。学年当初の2・3回だけ出席しその後は無断で長期欠席の者もいる。われわれは、6月までに欠席が目立つ学生については、父母に書面を郵送し学生への注意を促しているが、懸念者をどのように指導・教育すべきか、今後とも検討し続けなければならない課題である。

2004年度から再履修者クラスを設けた。しかし、再履修者クラスの出席状況は芳しいものではない。また、この授業は必修科目であるにもかかわらず、履修登録すらしていない学生が少なからずいるようである。これらの学生についても、対応策を考えなければならない。

(5) 他科目の講義との連携・調整 上述のように、1年次には、この科目以外に必修科目（法律関連科目）が4科目あるが、これらの講義との連携・協力を緊密に行っていかなければならぬと思われる。この授業は、前記4科目の講義を前提として行われているからである。それぞれの講義との守備範囲の調整、進行状況などについて、連絡・協議する機関（例えば、「1年生指導連絡会」）を学科内に設置する必要があるだろう。

(6) 究極のしかし大前提である課題 この授業発足以来3年、われわれは、熱意を持ってこの授業を行ってきたが、それを今後も持続することが可能かがわれわれにとって第1の課題である。熟し易く冷め易いのがひとの常だからである。第2の課題は、担当者間の信頼と協調性の維持である。共同作業を行うことの多いこの授業では、担当者間の相互信頼が不可欠であるからである。この3年間は、担当者間で率直に意見を言っても、後にしこりを残すこととはなかったし、我慢せざとそっぽを向いてしまう人もいなかった。自分が作成した教材や会得した授業運営のノウハウを出し惜しみする人もいなかった。私は、この状態を維持したい

と念じている。

#### IV むすび

すでに述べたように、法学基礎教育研究班の目的である教材の開発と教育技術の養成のうち、前者については、ほぼ所期の目的を達成した。後者については、隨時研究会を開催し担当者間でノウハウの共有に務めてきたが、いまだ道半ばであると思われる。2005年1月には、生徒指導で定評のある高校教諭を講師に招き研究会を開催し、学生に興味・関心をもたせる授業について指導・助言を受けた。今後とも、予備校、高校など外部講師の協力を得て、授業技術の向上を図っていきたいと考えている。

(本稿は、04年10月27日開催の法学研究所研究会での報告に基づいて作成した。)